



(平成27年4月 さくらふらいと2015バルーングロー 撮影 藤原将会員)

## 新年のご挨拶

兵庫県行政書士会東播支部

支部長 橋本一弘



日出でて乾坤輝く。東播支部会員の皆様におかれましては、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また旧年中は何かと支部運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨日と変わらず今日も、いつものように朝を迎えます。何も変わってはいないのに、不思議なことに「1月1日」という日はなんとも嬉しく清々しい始まりになります。日本人にとっては特別で大切な一日です。

一年の初めに、いまの自分の事務所がどれぐらいお客様の役に立っているか、どれほど喜ばれ感謝されているかということ、いろいろな角度から検討し、自問自答してみてはいかがでしょうか。もしかりに、自分が廃業した場合、「惜しい事務所がやめた」と残念がってもらえるでしょうか。

そのような検討をたえず繰り返していくなら、「まだまだ配慮が足りなかった。もっとこういうこともしなければならなかった。」ということが随所にみつかるのではないのでしょうか。そしてそこから自分の事務所が存在する「意義」というものについて確信が生まれてくるように思います。

さて、東播支部に目を移しますと、昨年九月に行政書士制度広報月間の活動といたしまして、北播磨県民局、加東市、小野市、加西市、西脇市、多可町と、東播支部エリア内の全ての関係官公署を訪問させていただきました。どちらの部署におきましても、我々行政書士会に対しては大変好意的で、丁寧に應對いただき、行政書士制度にご理解とご協力を賜りました。これはひとえに、会員の皆様一人一人の、誠実で丁寧な日々の業務活動において積み上げられた、信用のたまものであると考えます。会員の皆様のご努力に御礼申し上げます。そして本年も引き続き、支部活動にご指導ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、「平成29年」この新たな年が東播支部会員の皆様にとりまして、またとない素晴らしい発展の一年となりますよう祈念いたします。年頭のあいさつとさせていただきます。

## 行政書士は、まちの身近な相談相手

# 新春のごあいさつ

兵庫県北播磨県民局 局長 貝塚史利



新年あけましておめでとうございます。

兵庫県行政書士会東播支部会員各位におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

行政書士の皆様は、社会が多様化し、行政手続きが複雑になる中で「街の法律家」として社会に確固たる地位を築かれておられます。これもひとえに業務に精励され、地域の信頼にこたえてこられた賜で有り、深く敬意を表します。

さて、兵庫県では、少子高齢化の進展や人口減少、東京一極集中の是正等の構造的な課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を構築していくため、「兵庫県地域創生戦略」を策定し、地域創生に向けた取り組みを推進しています。

昨年5月には、兵庫創生の着実な推進を図るため、施策・事業ごとの成果指標を明確にし、その進捗状況を管理するアクション・プランを策定しました。

アクション・プランには、戦略の3本柱である「自然増対策」、「社会増対策」、「地域の元気づくり」ごとに年次目標や評価指標を設定するとともに、その達成に向けた事業が盛り込まれています。

北播磨県民局においては、人口対策として、豊かな自然や多彩な農産物に恵まれた特性を活かし、北播磨「農」と「食」の魅力づくりプロジェクト、いきいき暮らせる「北播磨」

の創出、ふるさと意識の高揚と地域に根ざしたしごとの創出に取り組んでおります。また、地域の元気づくり対策として、大都市圏に近接し、高速道路網や鉄道ネットワークが形成されていることから、地域の資源を活かした広域観光の推進、安全な「北播磨」の創出を推進しております。

新年度におきましても、これまでの取り組みをさらに深め、より魅力ある北播磨を目指してまいります。

皆様におかれましては、県民と行政の架け橋として、益々ご活躍いただきますことをご期待申し上げますとともに、今後とも北播磨地域の発展に一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後に、兵庫県行政書士会東播支部の今後のますますのご発展、そして皆様にとって、本年が幸多き年となりますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 「法の日」無料相談所 イオンモール加西北条にて開設

会員 永崎久仁

平成28年10月1日(土)、加西市の「イオンモール加西北条1階サルビアコート」にて「法の日無料相談所」を開設いたしました。朝方降っていた雨はあがり、晴れ間が広がる爽やかな一日となりました。近年、法の日無料相談所は、「兵庫県土地家屋調査士会東播支部」との共同で開催しており、今年も会場設営から和やかな雰囲気協力して行いました。相談員は午前・午後で5名ずつに分かれて計10名が担当いたしました。担当者以外にも新入会員の方も見学に来ており、相談内容に熱心に耳を傾けていました。

開所すぐは相談者もまばらでしたが、正午前には少しずつ相談者が増え、当日は18組の相談者が来られました。毎月の相談会の傾向と同様に「遺言・相続」関係の相談が多くみられましたが、今回は「不動産関係」の相談も多かったように思います。

今年から新たな取り組みとして、相談員には「兵庫県行政書士会」の名前の入ったピンクのスタッフジャンパーが支給されました。男性スタッフが着るには若干抵抗のある目立つ色合いでしたが、トイレに行こうとフロアーを歩いていましたら「相談会場はどこです

か?」と声をかけられ、早速効果が感じられました。また、相談会には当日の新聞広告を握りしめてこられる方がいらっしゃるなど、わずかではありましたが、広報活動の効果が感じられました。

気軽に立ち話して相談されていく方もあれば、「他士業の方に相談したが進展がなかったので、今日の相談会に来た」というような真剣に相談窓口を探されている方もいらっしゃいました。そういった様々な相談者の方のお話を伺っていますと「行政書士はまちの身近な相談相手」であることを実感できる一日でした。

このような「法の日無料相談」をきっかけに行政書士が認知され、毎月の相談者数増加に、ひいては行政書士業務の拡大につながればと願っています。



## 初めて経験した行政書士試験監督員報告

会員 野間清史

平成28年度行政書士試験が、兵庫県では姫路獨協大学等の二会場で、11月13日(日)に実施されました。東播支部から試験本部要員として橋本支部長、チーフ監督員として村上周造会計理事、監督員として村上真理理事と野間清史の4名が参加いたしました。当日は朝から快晴。橋本支部長の車に3人が同乗させていただき8時50分頃に会場へ到着し、本部室にて出席確認後それぞれの担当部署に着きました。私は、初めての試験監督員として同室担当の2名の先生方と受験番号シールの貼付等試験室の設営後、本部室に帰室しました。そこでの試験問題と答案用紙の取り扱いの厳重な事にびっくりするやら「うーん、やっぱりな」と感心している間に、本部室内はピーンと張り詰めた緊張感が充満しました。加えて各先生方の表情や言動にも厳しさが増してくるのを実感いたしました。12時試験室開場、12時25分



には監督員全員入室し、チーフ監督員から注意事項の説明後、試験問題と答案用紙を配布し、13時から試験開始となりました。受験者の方々が試験問題に全力で取り組む事ができる様、私自身とにかく静かに、スニーカー着用で巡回時の気持ちは「抜き足差し足」自分の咳払いには当然NG、受験者の方々に対して自分の気配をできる限り消す様に配慮しました。そして、心の中では「集中して下さい!頑張ってください」とエールを送り続けました。15時50分になり「試験終了まで、残り10分となりました」とチーフ監督員のアナウンスがあり、やはり心の中で「ラストスパートです!頑張ってください」と、再度エールを送っている間に、16時に試験終了。答案用紙回収、枚数確認、試験室内の整理整頓も終了し本部室へ帰室。自席に座ると同時に「フー」と微かに息を吐き出しました。隣を見ると同室担当のお二人の先生も同様で直後三人共、破顔一笑「ご苦労様でした!」で握手。帰路の車中で橋本支部長から「初めての試験監督員で緊張されたでしょう、お疲れ様でした」の労いの言葉を掛けていただき「一日が無事終わったなー」と心の底から「ほっ」といたしました。最後になりましたが、諸先生方には大変お世話になりました。心からお礼申し上げます。

## 土地専門部会・東播支部合同研修会 報告

会員 畑澤里美

平成28年9月27日(火) 午後1時30分より滝野文化会館研修室において、土地専門部会・東播支部による農地についての合同研修会が開催されました。合同研修会ということもあり、参加者は他支部会員も含めて51名と東播支部始まって以来の参加人数となり、熱気溢れる雰囲気の中、開会となりました。

第1部『農用地利用計画の変更(農振除外)のあらまし』と題し、加東農林振興事務所より、講師：山本剛課長補佐の講義を聴講いたしました。ひとつひとつ納得のできるスピード・テンポで講義が進んでいき、計画的で効率的な土地利用の重要性を踏まえた上での、農振除外への適切なアドバイスは大いに役立つ事柄であり、丁寧な説得力のある講義内容に理解を深めることができました。情報をインプットする中で、すでにある知識・情報については、新たな視点で見直し、再認識することができました。

第2部は『農地法の手続きについて』と題し、農地法改正にあわせ、最新の資料を手元に、本会副会長西村芳和会員の長年にわたり培われた経験による

解説により、基礎から改正までの重要事項を確実に落とし込んでいくことができました。事例を交えながらの説明はわかりやすく参考となるものでした。

第1部、第2部ともに活発な質疑応答が行われ、途中、休憩をはさむ構成でありましたが、熱気に包まれたまま定刻を迎え、無事終了いたしました。研修資料も充実しており、冒頭の橋本一弘支部長のあいさつにもありましたように、実り多い研修会になったのではないのでしょうか。

今回の合同研修会の成果を、新鮮且つ確実な情報のアウトプットにより実務に活かし、今後も研修会を活用し、行政書士としてのさらなる資質の向上に繋げていきたいものです。



## 東播支部・摂丹支部合同研修会に参加して

会員 永崎久仁

平成28年11月17日(木) 加東市の「やしろ国際学習塾」にて、東播支部・摂丹支部合同研修会が開催されました。東播・摂丹両支部での合同研修会は初の試みであり、両支部合わせて30名を超える参加者がありました。摂丹支部の上田支部長の開会のあいさつで研修会は始まりました。

第1部は「解体工事業の許可申請について」というテーマで、北播磨県民局まちづくり建築課田中久司課長補佐より、平成28年6月1日に新設された解体工事業の概略について説明がありました。新設されたばかりの改正建設業法ですが、早速この11月1日から申請書、届出書類、経審申請書に法人番号を記載するように取扱いに変更があったことなど、



いくつかの注意点について話がありました。不明な点については「まちづくり建築課にお聞きください」とのことでした。

第2部は「解体工事業の新設にともなう許可と経審について」というテーマで神戸支部・建設専門部会副委員長光森司会員より、新設された解体工事業の考え方についてさらに細かい説明がありました。「これまで『とび・土木工事業』に含まれていた解体工事業が独立したので、今後業務として取り扱うには新設の経緯を理解し、理論武装したうえで書類を作成する必要がある。」とのことでした。

1部2部を通して最も質問が多かったのは「専任技術者について」でした。「経過措置期間内に解体工事業の専任技術者となることのできる資格を満たせない場合、許可がなくなる可能性がある」という点には注意が必要で、経過措置期間中の今から経過措置終了後に向けて、「10年分の実務経験を証明する資料を保存する」という対策をしておく必要があるということを強調されていました。

最後に東播支部の橋本支部長から「一支部では参加者を集めることが難しい専門的な分野では、このような合同研修会の必要性が高まるのではないか」との閉会の言葉があり、この日の研修会は終了となりました。

## 東播支部新入会員説明会

平成28年9月8日(木)、西脇市の「Miraie(みらいえ)」にて東播支部新入会員説明会を開催いたしました。東播支部が開催する新入会員説明会は、2回目の取組みとなります。

当日は最近2年間に入会された3名の会員の方と支部四役5名、広報部員1名で和やかな雰囲気です。説明会では行われました。東播支部の概要、組織、行事などを説明し、最後には質疑応答の時間を設けました。新入会員の3名の方全員が質



問されたことは「それぞれの業務について困った時にだれに相談したらいいのでしょうか?」ということでした。おそらく入会してすぐのほとんどの会員の方が同様の悩みを持たれたことでしょう。

私自身、入会后すぐは訪問に来て下さる支部長のことしかわからず、本会の新入会員研修会では他支部の方が多く、東播支部の方と知り合う機会が少なく心細かったことを思い出しました。しかし今後はこのような新入会員との名刺交換の場を設けて、少しでも不安が軽減し、会員相互に相談しやすい支部運営に努めていきたいと思っています。支部では2回目の説明会でしたが、回を重ねてより新入会員の業務に役立てるような説明会へと発展させていきたいと思っています。

## 平成28年度新入会員研修会に参加して

会員 萬浪弘三

11月17日(木)・11月18日(金)の2日間兵庫県学校厚生会館において平成28年度本会の新入会員研修会に参加させていただきました。

1日目は、会長挨拶のあと熊本災害の対応の記録についてのDVDを見せていただきました。

被災され役所に出向くことができない人に熊本県行政書士会の方が避難場所での相談受付や、申請書作成、手続きの代理などを行われていました。

震災が起こった後に罹災証明や車の抹消登録申請といった申請が必要であるということも分かっています。被災された方に対してそういった形で役に立てるということを知り、行政書士の仕事についてあらためて必要性を感じました。

その後のお昼までの研修は、県の担当者から、行政書士の役割と位置づけ、倫理観と人権意識、倫理と専門家責任をテーマに研修を受けました。行政書士として最低限知っておかなければならない内容でした。

午後からは行政書士法についてと実際の実務での自動車登録と抹消の方法を勉強させていただきました。初日の研修会は終了しました。

2日目の午前は職務上請求及び業際問題の研修でした。業際問題については業務の範囲が広く、他の法律で制限されているものについてどのよう

なものがあり、どういったことに気を付けていかなければならいかを知る必要があるので、行政書士法、その他の法律についても知っていかなければならないと思いました。

午後からは、各専門部会について、ADRや成年後見、それから政治連盟についての話しを聞かせていただきました。

研修後の懇親会では、役員の方や新入会の同期の方々と挨拶や名刺交換をさせていただきました。行政書士の業務範囲は非常に広いので、自分にとっての得意分野の強みを作りながら、いろんな方との繋がりを広げていきたいです。

2日間の研修の感想として、業務範囲の膨大さと多種多様な内容であることに驚きました。

今後業務を行っていくにあたり、研修会に積極的に参加させていただくなど、知識や技能を習得し地域に貢献できる行政書士として活動していきたいと思っています。



## 太陽光発電設備の設置について、 届け出が義務付けられました。(加東市)

再生可能エネルギーの活用推進や地球温暖化対策として、北播地域で太陽光発電設備の設置が増加しています。しかし、設備を設置するための土地の造成や木の伐採などは、生活環境や自然環境に影響を与え、また近隣住民や関係者への事前の説明不足などで、設置後のトラブルが続発しています。

このため、加東市では「良好な環境の保全に関する条例」と「同上施行規則」の一部を改正し、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保し、円滑な発電設備の導入が図られることを目的として、太陽光発電設備設置事業に対する届出が義務付けられました。平成29年2月1日以降に着手する事業から適用されるとのことです。

### 1. 対象となる事業

太陽光発電設備設置事業で、出力が10kW以上のもの。

ただし、建築基準法に規定する建築物に設置する事業を除く。

### 2. 必要な手続き

太陽光発電設備設置事業に着手しようとする日の60日前までに「発電設備事業届出書」を正副2部提出すること。

事業の実施に当たっては、届出日までに地元自治会等及び近隣関係者に対し、その事業概要について説明会を実施すること。

### 3. 事業者の責務

事業を実施するにあたり、地区（自治会）や関係者等と十分に説明を行い、事業の理解を得ること。

関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮し、事故、公害及び災害などの事故等の防止に努めること。

事故等が発生したとき、または紛争が生じたときは、自己の責任において解決し、再発防止のための措置を講ずること。

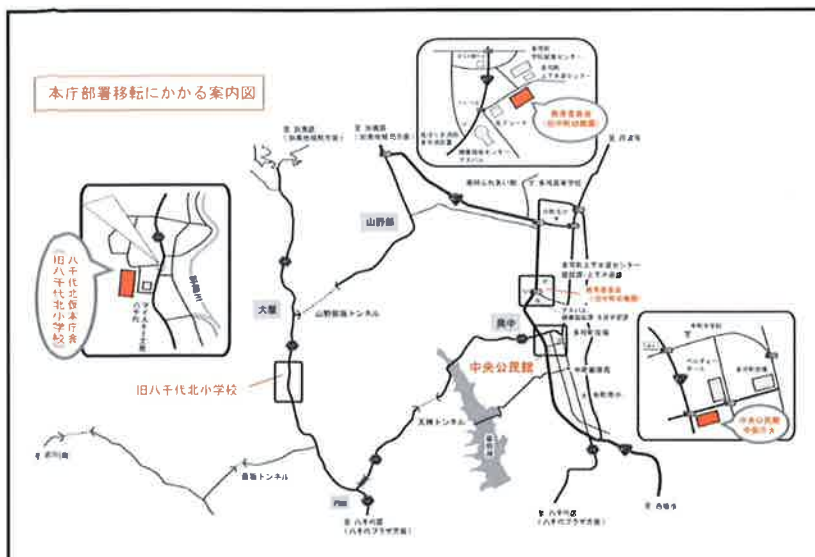
発電中止または発電終了時には、事業者の負担と責任において、発電設備を撤去すること。

今後東播支部域内で同様の条例が制定されることが予想されるため、太陽光発電設備設置に関する業務を取り扱う場合には、注意が必要となることが考えられます。



## 多可町役場移転のお知らせ

多可町役場本庁舎の建て替え工事(新本庁舎平成30年6月完成予定)に伴い、現在旧本庁舎は閉鎖されています。本庁舎の業務は下記各施設へ移転されています。ご注意ください。



(多可町役場提供)

### (八千代北仮本庁舎)

兵庫県多可郡多可町八千代区下村316番地2

- ①総務課
- ②プロジェクト推進課
- ③地域振興課
- ④産業振興課
- ⑤議会事務局

### (中央公民館 中仮庁舎)

兵庫県多可郡多可町中区茂利20番地

- ①税務課
- ②住民課
- ③生活安全課
- ④会計課
- ⑤定住推進課

# 事務所訪問記



広報部 村上真理

山々の紅葉が美しい11月のある日の昼下がり、橋本支部長、永崎広報部長とともに前支部長の鈴木隆文会員の事務所を訪問させていただきました。事務所は、西脇市役所の目の前。落ち着いた佇まいの事務所、いろいろなお話を伺ってまいりました。

## ◎生まれ育ち

加古川を挟んで、こちらは田舎、向こう側は機織り工場で賑う西脇市の山沿いの町に、昭和32年6月(今年は何男です)生まれられ、ご実家は、駄菓子屋さんだったそうです。昭和37年にお父様が司法書士・行政書士事務所を開業され、昭和45年市役所の移転とともに現在地に事務所を移されたそうです。

## ◎開業

学校を卒業後、お父様の司法書士・行政書士事務所に入所されます。ときは、バブル期。夜中まで仕事をなさったそうです。その後、平成11年にお父様が亡くなられたのを機に開業登録されました。現在は、スタッフとしてお姉さまが業務のお手伝いをされています。

## ◎主な業務

相続・農地の業務がメインですが、「すべて仕事は基本的に引き受けます。仕事の内容によって引き受けられない部分については、責任をもって他土業の方に引き継ぎます。」との事。

「丁寧な言葉遣い」「誠実」「時間厳守」は仕事をするうえで心がけていることだそうです。そのせいか、市役所からの帰り道、「ちょっと聞いてくれるか」と、相談に立ち寄られ、そのまま相談だけで帰られる方もいらっしゃるそうです。あと、「お客様に必要以上に感謝されるのはありがたいこと」とも、鈴木先生はおっしゃいます。そのお人柄のゆえ(?)開業2年目にして支部役員に抜擢されたそうです。

## ◎休日

「仕事とプライベートはきっちりわかっています。若いころは750ccのバイクで四国や大山にツーリングに行きましたが、今は、読書と孫の子守、畑仕事。」



とおっしゃいます。

特に読書量はすごいです。「隆慶一郎」や「上田秀人」などのテンポのある時代小説が好きと言われ、今でも月15冊程度読まれています。そして、3人のお孫さん(3人共女の子)の子守でおままごとの相手をされるとか。いつもにこにこの先生の目尻がさらに、下がってしまうんでしょうね。

## ◎人生のモットー

人間万事塞翁が馬、やまない雨はない。はじめは悩むが深くは悩まない。

「仕事場と自宅が離れているので、公私の切り替えをつけています」との事。朝は4時に起きて、2匹の愛犬の散歩、夜は晩酌(今のお気に入り焼酎とハイボールだそうです)を楽しみつつも夜は8時過ぎには寝る。なごうまく気分転換をされているそうです。

## ◎新入会員へのアドバイス

まず、いろいろな仕事をする。そのために仲間・知り合いを増やして自分ネットワークを作り、助言を受け、知識を広めて経験を積む。

うまくできなかった仕事は印象に残るが、うまくいった仕事は印象が薄い。だから、自分で仕事のマニュアルを作る。

## ◎我が東播支部のPR

穏やかな気候と田園に囲まれた東播支部は、人間的にも穏やかな人が多く、みんなが仲間意識を持ち、「仲良く楽しく」をモットーにする支部です。しかし最近が高齢化が進み若い会員が少ないのが悩みの種です。

## ◎事務所を訪問させていただいて

今回の事務所訪問では、「お客様に、必要以上に感謝される」この言葉がとても、印象に残っています。鈴木先生が仕事に対し、誠実、丁寧を心がけられているからこそ、お客様の声なのだと、本当の意味での「頼れる町の法律家」だと思いました。温厚で優しいまなざしの鈴木先生。これからも、我々の良き先輩でいて下さい。本当に、有意義な時間をありがとうございました。

## 表紙写真紹介

表紙写真は加東市の藤原将会員よりお寄せいただきました2015年4月の玉丘史跡公園での「さくらふらいと2015」のイベントの様子です。

加西市は「熱気球の飛ぶ町」としてPRしようと、平成28年「気球の飛ぶまち加西条例」を可決しました。28年3月には「熱気球全日本学生選手権」が開催されるなど、年に何度か気球に関連したイベントを開催しています。イベント時はただ気球が飛ぶだけではなく、表紙写真のような「バルーングロー（夜間係留）」が行われ、暗闇にバーナーの炎で照らされた熱気球が浮かぶ幻想的な世界が見られることもあるようです。平成29年は加西市が誕生して50周年を迎え、記念行事として気球に関連したイベントを企画中とのことです。興味のある方は是非カメラを片手にお出かけしてみてもはいかがでしょうか？

前号の「思い出・お気に入りの一枚」に続き、今号でも会員からお寄せいただいた写真を掲載させていただきます。今後も掲載希望の写真がございましたら検討いたしますので、広報部までご連絡ください。紙面には限りがありますが、テーマに合致したものがございましたら掲載を検討させていただきます。



## 新入会員の紹介

まん なみ こう ぞう  
萬 浪 弘 三

事務所／小野市黒川町1718番地

平成28年8月1日入会

TEL.0794-70-8634 FAX.0794-62-0217

この度、東播支部に入会させていただきました萬浪弘三と申します。生まれは西脇市で現在は小野市に住んでおり小野市を中心に活動しています。

積極的に各種研修会へ参加させていただき、行政書士として地域に貢献できるよう頑張っていきたいと思っております。これからどうぞよろしくお願いいたします。

## 支部からのお知らせ

## 無料相談所の相談員を募集しています

市民のための「身近な相談相手」として、東播支部では「行政書士による無料相談所」を開設しています。相談員は3名を一組とし、毎月第2土曜日に午後1時30分より4時まで担当します。この相談員は主に支部役員が担当していますが、東播支部会員の皆様からも広く募集しています。特に入会後の年数が少ない会員の方は、業務のスキルアップにつながる事があると思います。相談員としてご協力をお願いいただける会員の方は下記までご連絡ください。また、支部から直接お願いすることがあるかもしれませんがよろしくお願いいたします。

橋本支部長宛 TEL.0794-62-2377 FAX.0794-62-2374 Mail:khashimt@gold.ocn.ne.jp

## 編集後記

あけましておめでとうございます。

私が広報部長として発行する「ぎょうせいはりま」は今回で4号目となりました。75号以降はフルカラーで発行させていただき、とても手に取りやすい紙面になったと感じています。今後は内容面でもさらに充実し、たくさんの方々を読んでいただける広報紙になっていくことを願っています。

最後になりましたが、「ぎょうせいはりま」に携わっていただきました皆様、お読みくださった皆様様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。  
(広報部 永崎)

## 東播支部会員動向 (平成28年12月1日現在)

会員数／87名

西脇市／23名・小野市／20名・加西市／18名  
加東市／18名・多可郡／8名

## ぎょうせい はりま No.78

発行日／平成29年1月1日

発行人／橋本一弘

発行者／兵庫県行政書士会 東播支部

〒675-1335 小野市片山町1332番地の1 橋本一弘事務所内

TEL(0794)62-2377 FAX(0794)62-2374

